

第30回内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会 議事録

1. 日時：令和4年8月3日（水）13：30～15：53

2. 場所：中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室

3. 出席者：

（1）委員

座長 田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
梅澤 真由美	公認会計士
千葉 功	学習院大学文学部教授
牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
山内 暁	早稲田大学商学大学院教授

（2）事務局

長谷川 秀司 大臣官房政策立案総括審議官

（政策評価広報課）

瀧澤 謙 大臣官房政策評価広報課長

三輪 篤生 大臣官房政策評価広報課 課長補佐（独立行政法人担当）

（公文書管理課）

吉田 真晃 大臣官房公文書管理課長

井出 英次 大臣官房公文書管理課調査官

（北方対策本部）

富永 健嗣 内閣府北方対策本部参事官

和氣 宏昭 内閣府北方対策本部参事官補佐（企画担当）

（（独）国立公文書館）

佐々木 奈佳 独立行政法人国立公文書館次長

（（独）北方領土問題対策協会）

鶴田 賢一 （独）北方領土問題対策協会事務局長

押切 哲夫 （独）北方領土問題対策協会総務課長

4. 議事：

瀧澤政策評価広報課長

それでは時間になりましたので、ただいまから第30回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

議事に入ります前に、当府において人事異動がございましたのでお知らせ申し上げます。

本年7月4日付でこの有識者懇談会を主催しておりました当府政策立案総括審議官に異動がございました。前任者の黒田は消費者庁に異動となりまして、長谷川が同日付で政策立案総括審議官に着任しております。

また、同日付で当府政策評価広報課長であった久保田が異動しまして、私、瀧澤が後任の政策評価広報課長として着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事については、詳しくは議事次第を御覧いただきたいと思います。毎年この時期に御検討をいただいている国立公文書館と北方領土問題対策協議会に係る前年度の業務実績の評価に加え、北方領土問題対策協議会については本年度が中期目標期間の最終年度となっておりますので、見込み評価と業務及び組織の見直しについても御検討をお願いする必要があります。

これらの2つの事項については、中期目標期間の最終年度に行うことがルールとして定まっています。今回行う見込み評価の結果というものを組織・業務全般の見直しや次期中期目標期間の目標設定に反映させていくということを想定しており、中期的な政策のPDCAサイクルを機能させるために行うという趣旨のものでございますので御承知おきください。

それでは、田辺座長に議事進行をよろしくお願いいたします。

#### (1) (独) 国立公文書館の令和3年度における年度評価案について

田辺座長

それでは、これから私の方で議事を進めさせていただきたいと存じます。

まず長谷川審議官が独立行政法人の評価を御担当する立場になられましたので、1回目の懇談会ということでございますし、御挨拶を賜ればと思います。

では、よろしくお願いいたします。

長谷川政策立案総括審議官

この夏の人事異動で、黒田の後任といたしまして政策立案総括審議官を拝命いたしました長谷川と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

本日は田辺座長をはじめ委員の皆様、各法人から御出席いただいております皆様、大変お忙しい中、また猛暑の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本懇談会では、内閣府が所管いたします独立行政法人のうち、国立公文書館、北方領土問題対策協会の2つの法人について御審議をいただく対象としております。

具体的には、内閣府が両法人に対して行う業務実績に関する評価の実施や目標の作成等が独立行政法人の評価に関する指針等を踏まえて適正な形でなされているかどうか、外部の有識者皆様の目で点検いただくことをお願いしているところでございます。

田辺座長をはじめ、委員の皆様には独立行政法人に関する法制度や会計制度などについてそれぞれ専門的な御知見をお持ちでいらっしゃいます。本日、両法人の担当部局から御説明申し上げます評価や業務組織の見直しの内容につきまして御疑問のある点、それから御意見がありましたならば遠慮なく御指摘・御発言をいただきたいと思います。何

とぞよろしくお願いいたします。

田辺座長

ありがとうございました。

それでは、早速でございますけれども、議事の方に入ってまいりたいと思います。

まず国立公文書館の令和3年度業務実績の評価案について、吉田公文書管理課長より御説明の方をお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

吉田公文書管理課長

国立公文書館を所管しております公文書管理課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

私に加えて、国立公文書館から、佐々木次長も出席しております。よろしくお願いいたします。

国立公文書館の令和3年度における業務実績に関する評価案について、概要を資料1-1（独立行政法人国立公文書館の令和3年度における業務実績に関する評価案（概要））にまとめておりますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。

国立公文書館につきましては、令和3年度において15項目の評価を行っております。そのうち、白色の項目は所期の目標を達成していると認められるとしてB評価としているところでして、その他の評価について特段の説明が必要な項目を中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず1の「（1）行政文書等の管理に関する適切な措置」についてです。そのうち、目標の中でも一番上に書いてありますけれども、行政機関が行政文書を作ったときに、その文書を将来的に国立公文書館に移管して永久保存とするか、それとも保存期間を満了したときに廃棄してよいかということ行政機関で選別し、その選別したものを国立公文書館においてチェックを行うということをしております。これを専門的技術的助言と書いておりますけれども、ここのチェックについて1年間で350万件を目標としておりましたが、国立公文書館においては467万件、対目標値で33%増を達成しております。

右側の評定理由の 印で書いておりますけれども、もともとの目標から大きく増えた一因としましては、今年の2月から今年度中にかけて各省庁で文書管理のシステムを順次更改しております。システムを更改するときに、システムの中にまだ調整中の案件があると、更改におけるシステムエラーが生じる可能性がありました。実際に4年前の更改の時には様々なエラーがありましたので、今回はそうしたことがないように、あらかじめ各省庁と相談をして、このときまでに事前に申請をしてください、それで、国立公文書館はこのときまでにお答えを返しますということで、各省庁と一つ一つ調整をした上で行ってあります。

今年の2月に特に文書数の多い防衛省がシステム更改をいたしましたので、その前に多くの文書のチェック作業が必要になりましたので、全体として当初の目標を大幅に超えて467万件、また当初想定したよりもそういった事情もありまして多くの文書がきたにもかかわらず、国立公文書館では対応体制をしっかりと強化して滞りなく処理することができたということで、量的な目標を大幅に超えて達成していると評価しております。

加えて、これは質・量共に評価してというものではありませんけれども、令和3年度においては公文書管理法に基づく様々なルールを大幅に改正いたしました。具体的には法律自体は変えてはいないのですが、その下にある政令ですとか、内閣総理大臣が決められている指針であるガイドラインについて全部改正をする、あるいはさらに細目の課長通知を定めるという新たな取組を行いました。

これらはデジタル時代に対応するために、今までの紙を前提とした制度では対応できない管理の方法などもあるだろうということで検討を行うとか、今までは文書管理というのは紙媒体で物理的に存在するものをどう管理するかという世界であったものを、電子データとして複製も容易である、データを管理する、電子情報を管理するということになってきますので、それに伴った見直しというものを昨年度に1年間かけて行いました。

評価の本文に書いてありますけれども、まず4月にデジタルワーキングを開催して、7月26日の公文書管理委員会でデジタル化への対応や、廃棄協議の方法、行政文書の細かい管理ルールの見直し又は人材育成などについて4か月程度で多くの方針を出しました。

その後、政令改正やガイドライン改正のためのパブリックコメント、また、今年の2月まで制定のための作業を行政機関の方でも行ってまいりました。

その一つ一つのプロセスにおいて国立公文書館に相談をして、例えば他国の取組例の紹介をいただくとか、あるいは国際的に見ておかしくないかですとか、あるいは公文書の管理という国立公文書館が持っている専門的な知見から妥当かどうかということについていろいろと御助言をいただきました。

それで実現したのは、例えば、今までは法律や政令などの文書は、文書の作成から30年たってから国立公文書館に移管ということになっておりましたけれども、今回の改正でそれを20年にして、できるだけ早く国立公文書館に移管して一般の方の利用に供することができるようにしようですとか、あるいは国立公文書館に移管しようとしても各省庁で念のために必要だから紙の原本を取っておきたいということで移管が進まないということもありましたけれども、デジタルを念頭に置けば、念のため持っておきたいのだったら複製を取って持っておけばよいですから、移管は進めてくださいということもできるようにいたしました。

あるいは、紙を前提にしますと、紙というのは1,000年以上保存ができることもありますが、電子になりますと数十年たつとソフト面、ハード面、ともにいろんな対応が必要ということで、そのためには国際基準も踏まえた長期保存のフォーマットをどうするかということも検討しないといけない。そうしたことを国立公文書館から助言をいただきな

がら、1年かけて取りまとめて大幅な改正ができたというものです。

助言の質的、量的な内容も踏まえまして、主務大臣評価としてはSをつけたいと考えております。

2の「受入れに関する措置」については、1年以内の排架などについて所期の目標を達成していると認められることからBとしております。

3「保存に関する措置」ですけれども、基本的な業務に関しましては所期の目標を達成しております。

一方で、電子公文書等の移管・保存・利用システムの次期システムを設計・開発して、それを令和4年度の初めから運用しようということで目標にして掲げておりました。これについては委託先の業者の問題ではあるのですが、そちらの方で開発規模の見誤りがあって、業務を進めていく途中で結局システムがうまく回りませんでしたということで、令和3年度中のシステムの設計・開発というものができなかったということとなりました。

国立公文書館としてはリカバリーをしっかりとしようということで、システムがなくなるとは困りますので、従来からのシステムを1年継続したり、今回新しくつけようとした機能について必要最低限のアプリを開発してそれに対応、代替できるようにしたりですとか、業者と相談して業者の開発体制をしっかりと整備をさせました。また、国立公文書館においてもデジタル推進室をつくってしっかりとガバナンスを利かせますという様々な対応を取ることで、特に業務上の支障はないように調整はされています。

一方で、内閣府としては、そうは言っても目標に掲げた次期システムの設計・開発という目標が達成できなかったということに鑑みて、C評価としたいと考えております。

4の「利用の請求に関する措置」については、一般の方あるいは研究者が国立公文書館が保有している文書について利用請求をした場合、行政機関であれば情報公開請求に該当しますけれども、それに対して30日以内の利用決定を81%という所期の目標を達成していることもあり、Bとしております。

5の「展示等の実施」として、国立公文書館では常設展示及び企画展示を行っておりますが、そうした展示会の入場者数を5万人に設定しておりました。これを設定したときには昨年2月頃になりますけれども、コロナも少し落ち着きつつあり、5万人とさせていただきまして、御承知のように昨年の4月から変異株がまた流行いたしまして、緊急事態宣言も継続されて、国立公文書館も休館、展示の短縮等を余儀なくされたということがございます。

そうしたことも踏まえまして、展示入場者数が1万人、当初目標の20%にとどまったことは、ある意味やむを得ないことかなと考えております。

その一方で、国立公文書館としては「日本のあゆみ」という常設展をこの機会にリニューアルをいたしましたということと、また新たに非常に分かりやすい国立公文書館が持っている様々な歴史資料について、例えばQRコードをつけて、それをかざすことによって下関条約の本文が読めたりですとか、そういったパンフレットを作成して配布も始めたり、あ

るいは昨年は国立公文書館開館50周年を迎える記念のイベントを行ったり、さらにはデジタル展示全体のページビューも42万件となっております。これはコロナ前の令和元年度比で175%という大きな数字にもなっております。こうした取組を行っているということもありまして、展示会の入場者数の目標は達成できてはおりませんが、コロナ禍でやむを得ないことも合わせて考えまして、評価をBとしております。

6の「デジタルアーカイブの運用及び充実」については、210万コマを新規デジタル画像化したということで、目標を達成したということでBとしております。

7の「利用者層の拡大に向けた取組」については、様々な取組を行ったということで、特にSNSコンテンツのフォロワー数なども前年度比109%ということでBとしております。

8の「地方公共団体、関係機関との連携協力」になりますけれども、地方公共団体との連携も重要な課題になっておりまして、特に地方公共団体から公文書館の運営などについて指導を求められることがあります。主要な業務実績の3つ目にありますけれども、地方公共団体で公文書館あるいは公文書管理の条例やルールをつくるというときに、審議会や講演などに国立公文書館の職員を派遣してほしいという要請が令和2年度の18件から令和3年度には32件に増えておりますけれども、こうした要請にも全て対応しております。

9の「調査研究」につきましては、こちら所期の目標を達成したということで、令和3年度に新たに設置されたアーカイブズの所属機関について、様々な当該機関に関する基本的な情報及び所蔵資料の概要の把握を行ったりですとか、それを「ジャパン・アーカイブズ・ディスカバリー」というサイトで公表したりですとか、そうした一定の取組をしたということでB評価としております。

10の「国際的な公文書館活動への参加・貢献」では、国際会議での発表回数目標を達成しているということでBにしております。

11の「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」ということで、公文書管理につきましては様々な課題が生じたことから、また最近もありましたけれども、国立公文書館で行われている研修に行政機関の職員が積極的に参加して、しっかりと公文書管理について学んで適切な文書管理が行われるようにということをしております。国立公文書館の方では、年間受講者数1,900人というのを目標に掲げて取組をしていただきましたけれども、オンラインでの開催というものが広がったこともありまして、対目標値138%増、目標値の2.4倍近い参加者を得ることができましたので、評価としてもAとしたいと考えております。

2の「アジア歴史資料センターにおける事業の推進」についてです。アジア歴史資料センターにつきましては受入れから、この受入れといいますのは外交史料館ですとか、防衛研究所ですとか、国立公文書館からデジタル画像を受け入れて、そしてデジタル画像をアジア歴史資料センターのホームページの中で公表する。また、単に公表するだけではなくて、様々なデータを検索しやすいようにする、あるいは中身を理解しやすいようにする。そういった工夫を加えた上で、アジアの歴史を学ぶためのサイトというものを提供しております。

それについて、受入れから1年以内の公開達成ということで、関係機関からいただいた資料を1年以内にセンターのホームページ内に掲載して見られるようにということで行っておりますし、また、昔につくったデータで粗かったものについて様々な補正作業が必要になっておりますので、そうした公開データについての補正作業も目標を達成しております。

その他、アジア歴史資料センターでは昨年11月に20周年を迎えたこともありまして、20周年記念事業の実施ですとか、アジア歴史資料センターにおいて一般向けのオンラインセミナーを開催するとか、あるいは歴史用語に関する日英対訳集の公開ですとか、そういった様々な取組をしております。デジタルアーカイブの先駆的な存在でもあります。また、広報や使いやすさの向上といった取組なども行っていただいております。

ただ、これについて国立公文書館としてはA評価が妥当ということでまいりましたけれども、一方で、そういった様々な取組を行っているということは評価しつつも、政府全体の評価の方針におきましては、目標値の120%を達成しているということがAの一つのクライテリアといたしますか、要件でございますので、そうしたことに当てはめるとなかなか説明が難しいということもありましてB評価にしたいと考えております。

2の「業務運営の効率化に関する事項」については、事業費削減などにも取り組んだということでB評価にしております。

3の「自己収入の増加」につきましましては、自己収入の主なものが有償頒布等になっております。分かりやすく言いますと、様々な国立公文書館にまつわる商品を販売しております。それが116万円というふうになっております。これについては、収入のほとんどが実際に国立公文書館を訪問していただいた人に購入をしていただいているという実態がございますので、国立公文書館に訪問いただく方がやはりコロナ禍で減っているということから、なかなかこの目標達成が難しかったという事情があるというふうには考えて、そういう意味ではやむを得ない事情があると考えています。

その一方で、国立公文書館においても、例えばクリアファイルですが、「令和」と書いた当時の菅官房長官が掲げたものがありますけれども、その原本がちょうど令和3年4月1日に国立公文書館に内閣府から移管をされました。それを踏まえて、新たな令和と書いたクリアファイルですとか、今までの総理大臣の花押を集めたノートですとか、そうした国立公文書館らしいものを適時に販売したりすることにより、来館者数は8割減ったのですけれども、売上げについては7割減、つまり来館者数が2割になったところ、売上げについては3割確保ということですし、また前年度に比べても153%、つまり約1.5倍になったという実績を残しております。こうしたことを踏まえまして、目標が達成できてはおりませんが、B評価にしたいと考えております。

4の「その他業務運営に関する重要事項」についてですけれども令和10年度に新館を建設しようということで今その準備を進めているとか、後は内部のマネジメントとしての内部統制、働き方改革、職場環境の整備などに取り組んでおりまして、そうしたことを踏ま

えて評価としてはBとしたいと考えております。

こうしたことで、総じて言いますと15項目のうち1項目がS、1項目がA、12項目がB、1項目がCとなっております。全体の評定としてはBとしたいと考えております。こちらからの説明は以上です。

田辺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、山内委員よろしくお願ひいたします。

山内委員

幾つかあるのですが、一つずつ御質問させていただいた方がよろしいでしょうか。

田辺座長

まとめて大丈夫です。

山内委員

それでは、質問させていただきます。

早稲田大学の山内です。初めてですので、まず、御挨拶させていただきます。会計学、特に財務会計を専門としております。今回初めての参加となりますので、不慣れではございますけれども、よろしくお願ひいたします。

全体的な評価については、事前にいただいた資料を拝見させていただきまして、評価自体については、賛成させていただきます。

質問につきまして、今回初めての参加ですので、少し的外れな質問もあるかもしれないのですけれども、御容赦ください。

まず1について、350万件以上が目標ということで、これは全体で大体何万件くらいあって、現在の進捗度として、これは数年計画で実行されると思うのですけれども、全体のどれくらい進んでいるかというのは教えていただけますでしょうか。

佐々木国立公文書館次長

国立公文書館次長の佐々木でございます。

350万件はいわゆるレコードスケジュールの確認の方になりますけれども、これについては毎年度、毎年度、各省庁から作成された行政文書ファイルについてのレコードスケジュールの確認が内閣府を通じてきますので、毎年、毎年どんどん増えていくという状況には



なります。

ただ、その増えていっているものを処理していただくだけではたまっているものもありますので、増えているよりも処理をなるべく多くするように我々としては心がけて作業をしているところでございます。

山内委員

分かりました。ありがとうございます。

次に、3番の箇所でございますが、次期システムの遅延が生じてしまって委託契約を延長したというお話がありました。これについて、追加コストはかかっているのでしょうか。会計を専門としておりますので、コストのことが気になりました。

田辺座長

では、お願いいたします。

佐々木国立公文書館次長

予算上は、令和3年度本来かかるはずであった予算を令和4年度に繰り越してその中で執行するという形を取っておりますので、新たな負担は生じていないということになっております。

山内委員

分かりました。ありがとうございます。

引き続きで、申し訳ありません。5のイのi)の御説明がありました。事前にホームページもいろいろ見せていただいたのですけれども、先ほどの御説明にもありましたように、QRコードを用いてアクセスを簡易にされているということで、特に最近の若い人などからはQRコード、QRコードというのを聞きます。学生からもQRコードがないと面倒くさいという声を聞いたりもして、特にQRコードでアクセスするということが増えてきておりますので、アクセスを容易に、簡易にされていたり、工夫されていて、非常によいと思いました。

一方で、これに関連するのですけれども、7のiii)の「利用者層の拡大に向けた取組」につきまして、こちらもSNSを見せていただいて、非常に分かりやすかったです。たしか、YouTube、FacebookとTwitterが使われているということで、これらの中では、Twitterなどは若い層はよく見ているのですけれども、よく言われるのがFacebookは見ないということです。これは、学生からも聞きます。Facebookではなくて今はインスタだということで、インスタなども追加するといいいのではないかと思いました。これは、質問ではなくコメントです。

次に、自己収入の増加についてコメントさせてください。これも見せていただいたので

すけれども、SNSで館グッズの紹介もされておりまして、郵送販売にも対応されているということで、これも非常によい取組だと思えます。

一方で、今後ということになりますが、例えばオンライン販売などもやっていただけると購入しやすいというか、売上げが増えるのではないかと考えています。

私だけコメントしてしまってすみませんが、最後に質問させてください。4の「その他業務運営に関する重要事項」についてでございます。新館建設とテレワーク機材ということで、ここでのテレワーク機材というのは、どういうものを用意されたのか。ちょっと興味がありますので、教えていただければと思います。

田辺座長

では、お願いいたします。

佐々木国立公文書館次長

それでは、自己収入のオンライン販売の件ですが、オンラインというのは例えばAmazonとかを通じて販売するというかと思えますけれども、手数料等を考えると当方で販売しているものは単価が非常に少額なものですので、そのコストの見合いが取れないということで現段階では行っていないところです。

それで、御承知だとは思いますが、ホームページを通じてそこからEメールとかで申し込んで、それに対して振込みとか送料とかは自己負担にした上で郵送等で販売するという形で、ネットを介しての販売というのは既に行っているところです。

それから、テレワークの機材については自宅に持ち帰って使えるような小さいパソコンの端末は50台ほど用意をしているところです。そういう準備をしているところでございます。

山内委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

田辺座長

ほかはいかがですか。

では、梅澤さんよろしくお願いいたします。

梅澤委員

ありがとうございます。

丁寧な御説明、どうもありがとうございました。公認会計士の梅澤でございます。

デジタルだからこそ各省庁も手放せるといってお話ですとか、非常にデジタル化をけん引

されている姿がクリアに見えて感銘を受けました。

1点、コメントがございませう。1の3の先ほど山内先生も触れられましたシステム遅れの件に関してなのですけれども、これは非常に事業会社などを見ていてもよく見かける事象なのですが、評価についてはもうどうこうという話ではなくて、今回こういうことが起きてしまったというのは一つ事実だと思ふので、多くの場合は複数の要因が混ざっていることが多いので、その辺りの棚卸しを既にさせていただいているということでしたら、複数要因を漏れなく押さえていただくというところだけ、ぜひ御尽力いただければと思ひます。以上です。

田辺座長

特に御回答はいいですか。

吉田公文書管理課長

ありがとうございます。

公文書管理課の方も国立公文書館からヒアリングを行いまして、国立公文書館はしっかりとそれぞれの業者から原因分析をしたものを出していただいております。例えば、開発規模の見誤りですとか、中でのコミュニケーション不足、又は誤った進捗報告という問題が開発業者の方でありまして、また工程管理業者の方もお願いをしていたのですけれども、そこでも確認不足ですとか、あるいは特に開発業者からの報告に対して本当に進んでいるのですかというエビデンスの突っ込んだ確認が不足していたということが挙げられております。

こうした問題につきましては、国立公文書館の方でも共有いただいておりますけれども、こちらにも共有をいただいて、また、内閣府の中でもこういう問題がありましたということで、関係するところには情報提供させていただいております、今回の問題というものを単に対岸の火事とせず、他山の石となればとは思っております。

梅澤委員

ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

佐々木国立公文書館次長

公文書館からも一言、今、吉田課長からお話があったとおりではございますけれども、当方の方でもきちんと全体的に工程管理とかをしっかりとやっていく。デジタル化の流れの中で今CIO補佐官という形が、PMO、ポートフォリオ・マネジメント・オフィスという形で情報化推進に館内としても積極的に関わるという体制を構築しておりますので、その中できちんと業者の工程管理が進んでいるのかというのは工程管理業者とともに確認をしつつ、

年度内にきちんと構築できるように工程管理をしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

梅澤委員

ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

田辺座長

ほかはいかがでございましょうか。

私の方から1点だけ、余り評価には関係ないのですが、今回Sの評価のところは文書管理のルール的大幅な改正ということで、30年を20年に縮めたということなのですけれども、これは例えば外交関係のものとか、それから集めているものでいいますと司法行政の文書も一応収集というか、集めているので、そこも範囲に入るのでしょうか。すべからく20年で移すという感じなのでしょうか。

吉田公文書管理課長

ありがとうございます。

非常に重要なポイントでございまして、法律ですとか政令ですとか、政府が国内で定めるものですとかについては今まで最大30年持っていたものを20年にしましょうというふうにして、その上で国立公文書館に移管して永久保存にしようというふうにしております。

ただ、外交につきましては、これは外務省と相談したのですけれども、諸外国が外交上のやり取りを30年後に公開するようにしている中で、日本だけが20年で公開してしまうと、それは国際的に課題があるということで、外交交渉等の文書については30年という形で、これはここだけは例外として定めております。例えば、国内で条約をつくる時の条約そのものは、日本の中での議論ですので20年にしていますけれども、そこに至る過程の国際交渉などは諸外国の現状に照らして30年としております。

司法文書につきましては、これは裁判所の方で取り組むことではありますけれども、我々としてもこういうふうな改正をしましたという情報提供はしておりますが、また何かの機会にそういうことも考えられないかということで声をかけてみようとは思いますが。

田辺座長

ありがとうございました。そうだったのだということをお伺いして分かりました。

もう一点だけ、このS評価のところに関わるものなのですけれども、これは保存期間満了で、今回でいいますと四百何十万件とかチェックしていたと思うのですが、実際に公文書館の方に移管される率というのはどのくらいの規模のものになるのでしょうか。昔、もしかしたら質問していたような気がするのですが。

吉田公文書管理課長

国立公文書館に移管される文書というのは基本的に大事な文書ですので、長期で保存される傾向がありますので、なかなか一概には言いにくいのですが、例えば昨年度保存期間が満了した文書につきましては、年間300万件くらいが保存期間を満了しております。

それで、そのうちの一部、1割弱は延長されていて、その延長を除きますと99.5%くらいは廃棄になっております。それで、大体移管されていますのは0.5%というふうになっております。

田辺座長

ありがとうございました。長年評価委員をやっているのですが、この規模感を私はちょっと理解していなかったもので、分かりました。ありがとうございます。

吉田公文書管理課長

ここ数年は、移管数でいうと1万1,000から1万2,000件で、簿冊数でいうと、冊数でいうと2万冊から3万冊程度が最近の数字です。

田辺座長

ありがとうございました。

では、牧原委員から手が挙がっていますのでよろしく願いいたします。

牧原委員

ありがとうございます。

最初に機器がうまく接続できなかったのですが、3点あります。

1つは今、山内委員がおっしゃった、SNSはたしか2年前でしたか、私どもも随分いろいろ言っていたことだと思いますので、それが進んでおられるというのは非常にいいことだと思いますし、インスタグラムは例えば新規公開の簿冊を移すだけでも恐らくかなり発信力があるのではないかと思いますので、そういった意味で活用されるというのはいいのではないかと。別におしゃれなものを取る必要はない。もちろんグッズなどはどんなものか、正直言ってよく分からないので、それもインスタグラムに載せるといいと思っていますけれども、そういう使い方はぜひお考えになるべきかと思いました。

2点目は、最初の1点目のSがついている、この点なのですが、これがなぜSなのかがいまひとつよく分からない。今の御説明では、目標値が多いとあるのですが、何となく大臣の今の法改正に参画したことに非常に大きな力点を置かれているようにも見えて、悪くはないのだけれども、ややそれがお手盛りな感じがするので、なぜこれだけSなのかというのはもう少し御説明が要るのではないかと。客観的に見て気になるところです。

3点目は、たしか前にも申し上げたような気がしますが、例えば国際的な公文書館活動への参加、貢献というのは前に公文書館の調査でフランスに行ったことがありますので、いろいろやっていたらいいことだと思うのですが、せっかくですのでこれもBよりもAにすれば、目標2回以上で2回目標達成ではなくて、3回くらい達成できるような状況でも、目標値を2回にしておいて3回できれば達成度を上げていくということを試みられてもいいのかなと思います。次にまた3回を目標値としてしまうと、大変ではないでしょうか。海外はオンラインでいろいろできるようになっている面が逆にあって、国際会議での発表回数というのはもうちょっと増やせるのではないかと思います、逆にだからといってあまり目標値を上げるべきではないのではないかと思います。

以上、3点です。

田辺座長

ありがとうございました。

では、いかがでございましょうか。

佐々木国立公文書館次長

インスタについては御指摘のとおり、現段階でまだ着手していないところでありますが、御指摘を踏まえて今後検討していきたいと思えます。

それから、1-1のS評価ですが、当方の考え方としては、レコードスケジュールについては350万件以上のところ約467万件で、目標値の約33%増ということもありましたし、内閣府の方での文書管理のルールの見直しに際して積極的に協力した点などを考慮してSとして提出させていただいているところでございます。

それから、国際の会議の出席等については、このコロナの状況の中で実際に出席する会議がなかなか開かれないという状況も確かにありますので、オンライン等でどのように協力していけるかということを探求してまいりたいと考えております。

以上でございます。

吉田公文書管理課長

公文書管理課の方からも御説明させていただきます。

特にS評価をつけさせていただいたところで、例えば国立公文書館による助言を踏まえた取組事例を幾つか紹介させていただきたいと思えます。

今回の改正における一つの目玉が、移管文書を30年から20年に保存期間を変更するというものでしたけれども、公文書管理課としても何らか移管を促進していくことが大事だろうということですか、あるいはデジタルの中でやはり30年前のものというのは、今から30年前はまだWindowsもなくてフロッピーとオアシスの世界でしたけれども、そういう文書

を今、見られるかというところというものでもないですね。

そこで、30年の保存期間というのはどう考えるかという話をしておりました。そうしたときに、国立公文書館から、英国ではデジタル化の議論の中で、十何年前からですがけれども、30年から20年に変更したという経緯がありますということがデジタルワーキングの方でも説明がありまして、委員の皆さんもそのくらいが妥当ではないかということで、今回反映することとなったものです。

ほかにも、例えば今回新型コロナウイルスの感染症のまん延に対して、やはりコロナ対策をどのように今回したかという文書をしっかり残して行こうということが政府の方針になっております。これをガイドラインの今まで留意事項ということで書いておりましたけれども、こういったことをいろいろと公文書館ですとか関係機関とやり取りをしていますと、しっかり取り組む必要があるということで、各省庁のガイドラインの留意事項というのは各省庁で進めるに当たって、この点はちゃんと気をつけてねというものですけれども、本則に引き上げますと各省庁の文書管理規則の中に明記されますので、必ず取り組まないといけないマストのテーマになりますので、そうした格上げをしたということがあります。

また、先ほどの複製を保存しつつ国立公文書館に移管することについて、国立公文書館と各省庁の両方に文書があるけれども、それをどう制度上整理していくのか、請求はどちらにするのがよいのかですとか、そうした課題に対する検討ですとか、あるいは長期保存フォーマットをどうするかという検討が必要であること。

さらには少し細かいことですがけれども、電子化を進めるに当たってはどうしてもまだ紙で提出を受けるということが実務としてはございます。特に、これは国ではなくて地方ですがけれども、最近マイナンバーカードの申請の数が増えて、そうした紙をどう保存しておくかというのも課題になっています。そこで、一つ大きなテーマになっていますのは、ではこういうものをスキャナーで読み取って保存すればよいだろう。そうしたときに、どういう基準を満たせば元の紙を廃棄してもよいか。要は、媒体変換をしてもよいかということが一つの検討テーマとなっていました。そのときに、国立公文書館から、アメリカでは300dpi、1インチ当たり300ドット以上の画像、画質で保存しておけば永久保存としてもよい、それは適切な管理だろうということで助言をいただきまして、そうしたことを課長通知の方にも反映して今、地方自治体にも周知をして、国ですとか地方自治体において300dpiでこういう点を留意しながらスキャナーで読み取ったものは行政文書として管理できて、そのときには紙は必要な部分は取っておけばいいのですけれども、元のを廃棄してもよいというようなルールをつくることができまして、紙から電子媒体への媒体変換というものにつながっております。

このように、国立公文書館が持つ、蓄積してきた知見ですとか、それは公文書管理そのものについてもそうですし、諸外国の事例についての知見なども大いにいただきまして、そもそも公文書管理についてはまだまだ信頼を回復していく途上にもありますので、そうした中で有識者の先生からも国立公文書館の専門的知見をしっかりと発揮してもらいながら、

文書管理の仕組みですとか、あるいは運用というものをやっていくべきだという御意見をいただいております、まさに令和3年度の見直しに当たっては国立公文書館に大いにそういった力を発揮いただいて、公文書管理委員会の先生も、内容もそうですけれども、そういった経緯も踏まえて妥当な改正だろうということで、要は制度をつくって初めての本格改正というものが実現できたと考えております。

田辺座長

牧原委員、御納得したというか、私は個人的には公文書管理のルールを変えると物すごくいろいろなことを考えなければいけないのだなというのが分かったという点はあるのですけれども、いかがでございましょうか。

牧原委員

やられているのは分かるのですが、なぜSかを自明にするのは難しいということはよく分かっております、やはり客観的に見ていると、幾ら一生懸命やっているといっても、なぜほかではなくてこれがSなのかということは、客観的な評価としてのSとは思えない部分があるので、そこはうまく御説明になることをお考えになったらいいかと思えます。Sであるならば、ということですね。

以上です。

田辺座長

では、山内委員からお手が挙がっておりますのでお願いいたします。

山内委員

評価の箇所で聞きそびれたのか、私の理解不足なのかですが、例えばAとかBとかの評価に当たり、新型コロナの影響によって売上げが減ったという場合、これは仕方ないものとして評価を下げないのか、仕方ないものであるが評価を下げるのか。そのいずれで評価されているのか、教えていただければと思います。

吉田公文書管理課長

ありがとうございます。

基本的には定量的手法について目標に達していれば、100%以上であればBというのが基準で、さらに120%以上であればA、そういった120%以上であり、かつ質的に顕著な成果が得られていると認める場合にはSというものが基本的な評価となっております。

一方で、外部要因により業務が実施できなかった場合ですとか、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には評価において考慮するものとするということがございますので、そういったことを踏まえて新型コロナウイルスが当時の判断としてはこ



ここまで継続する、又は国立公文書館の休館期間を延ばさないといけないということまでは予想していない中で目標設定でありましたので、そうしたことを踏まえてやむを得ない事情がある、または一方でそのような範囲内で様々な商品開発を含め、努力をしているということで、通常の評定であるBとさせていただいているところです。

山内委員

よく分かりました。ありがとうございます。

田辺座長

ほかはいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。恐らく、一番問題になりますのは1-1のところの「行政文書等の管理に関する適切な措置」というところをS評価にするかということだろうと思います。まず、これは133%ですから120を超えているという点ではA以上になる。それで、それにプラスアルファがあるのかというのは2番目の判断ポイントかと思えます。

それを考えますと、若干確かにこの助言というのは定性的にしか語り切れませんので難しいところはあるのですが、ただ、恐らく例年と比べると10年に1回のルール改正のときに決定的な働きという言い方をしているか、決定的な助言を適切に出していったというところはあるかと思っております。

この点を鑑みて、私自身はこれについてはSでいいかなと思っているところではございます。

ただ、もう少し理由の書き方を明確にせよというような御議論はあったかと思えますので、その点等を含めてS評価にはしますけれども、書きぶり等はもしかしたらもう少し修正の余地があるかなというところで合意いただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

ほかの点に関しましては、特に皆様異議等ございませんでしたし、1-3のところシステムの部分に関してはCというところで、委託業者の話と言えばそうなんですけれども、やはり管理工程やその他のところで問題があったということでCという形でまとめさせていただければと思っている次第です。

そういうことで、結局評定に関する修正が特に必要ないということでまとめさせていただければと思えますけれども、よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

田辺座長

ありがとうございました。それでは、この形で評価の方を固めてまいりたいと存じます。

では、公文書管理課、それから国立公文書館の皆様方はこれにて御退席いただきまして結構でございます。御説明等どうもありがとうございました。

( 公文書管理課・国立公文書館 退席 )  
( 北方対策本部・北方領土問題対策協会 入室 )

( 2 ) ( 独 ) 北方領土問題対策協会の令和 3 年度における年度評価案について

田辺座長

それでは、おそろいのごさいますので、北方領土問題対策協会の「令和 3 年度実務実績の評価案について」、議題として取り上げてまいりたいと思います。

まず富永北方対策本部参事官の方より御説明をお願いいたします。

では、よろしく願いいたします。

富永北方対策本部参事官

では、よろしく願いいたします。

内閣府の独立行政法人の中で北方領土問題対策協会について御説明いたします。

まず北方領土の関係における政府の対策でございますけれども、外交交渉については当然外務省が担当となって業務を行っておりますが、その中でも国民向けの広報啓発でありますとか、元島民の方の援護、あるいは北方四島との交流、そういう具体の事業を含めて担当しておるといことで、その役割分担の中で企画立案については内閣府本府の私ども北方対策本部の方で担い、実際の事業の実施については独立行政法人の北対協の方で実施を行うという役割分担で施策を進めているということになってございます。

本日、御評価をいただく北対協でございますけれども、東京上野の方に主たる事務所を構えております。また、札幌の方に事務所があり、全体で40人ほどの体制で業務を行っているということでございます。

次に、北方関係の概要でございますけれども、北方領土にもともと住んでいた元島民の方々、これが戦後、終戦時当時 1 万 7,000 人あまりいらっしたようですけれども、現在元島民の方々の平均年齢が 80 歳を超えて 86 歳くらいまで高齢化をしているということが一つの大きな課題でございまして、こういう元島民当事者の方々の次の世代、またその次の世代、若い世代に対してこの北方領土問題を継承していくために、若い世代に引き継いでいくということが非常に大きな課題になっているというふうに認識をしております。そういうことも踏まえまして、特に若年層へのアプローチというところに力を入れて事業を進めているところでございます。

また、これはここ数年の状況でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大の影響、そしてまた今年に入ってから様々な国際情勢の影響ということもありまして、なかなか思った計画どおりの事業が実施できないというような状況もここ数年散見してございます。そこに今後も含めてどう対応していくかということも大きな新しい課題として認

識をしているところでございます。

以上が前置きになりましたが、内閣府における体制、そして事業の大きな目標、さらには今日的な課題について御紹介したところでございます。

続きまして、具体的な我々の評価の案の概要について御説明したいと思います。

資料2 - 1（独立行政法人北方領土問題対策協会の令和3年度における業務実績に関する評価案（概要））におきまして、まず令和3年度における業務実績について、評価の案について御説明をいたします。

今回、北対協の評価につきましては、従前から幾つか項目を立ててございますけれども、「 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、こちらをメインの業務として最初に掲げてございます。

この中にも幾つか項目立ててございますけれども、そのうち最初のが「（1）国民世論の啓発」ということでございます。その評価項目につきましては、この資料の左上のところに書いてございますけれども、項目名のとおり、国民世論の啓発について適切に実施をされているのか、又は国民一般の北方領土問題に対する関心度、それから運動への参加意欲、そういうものに対していろんな事業を行って寄与度を測定するというようなことを通じて評価を行うということになってございます。

具体の事業については、さらにブレイクダウンして項目が3つございますので、それぞれについて御説明いたします。

まず、 が「北方領土返還要求運動の推進」という項目でございます。

こちらは、まず大きな柱としましては、各都道府県等において県民大会とか、ブロック単位の大会とか、いろんな北方領土問題の進展に向けてみんなで心を合わせるといようなことでイベントを行っておりますが、そういう取組への支援が適切に実施されているかというものが1つ目の柱です。

それで、その評価についてはそれぞれの県民大会等、個々の事業において若年層の参加率がどうであったか。また、初めて参加した方の割合がどうであったかということを目指して挙げてございます。

また、それに加えて、SNS等によってどれくらい情報発信をしているのかということも指標として挙げてございます。

それに対しまして、協会の側の自己評価としてはBということで、我々北方対策本部としてもB評価ということでここに記してございます。

その評価の理由ですけれども、一番右の主な理由のところを見ていただきますと、それぞれの項目ごとに最初に申し上げました新型コロナウイルスの影響というものが令和3年度、年度全般を通じて大きな影響があったということで、それがマイナスの影響があったもの、さらには逆にそれを契機として新しい視点でカバーをしてきたもの、様々ありますのでそういう視点で御紹介いたしますと、まず対面方式で事業が中止になるというような中で、オンライン会議システムなどの導入によって必要な支援を行ったということがござ

いました。

また、目標の中に指標として掲げてございますけれども、初参加者の割合というのは残念ながら目標をやや下回っているということではありますが、若年層の割合というものは目標値を上回っているという結果になってございます。

また、SNSによる情報発信、又はその読者数につきましては、こちらは力を入れて実施をした結果、目標を大幅に上回って達成しておるということで、ここは情報発信の強化ということが評価できるかなと捉えております。

これらを踏まえまして、総合としてBという評定でこちらとしても評価したものでございます。

次に、の「青少年や教育関係者に対する啓発」というところでございます。こちらは評価の視点といたしましては、青少年向けの事業、これは従前から実施してございますけれども、こちらでの参加者が事業の後も引き続き関心を持ってもらえるように事後の活動の促進を図るということと、学習教材を協会のホームページに掲載をし、こちらのダウンロード数を上げていくということを目指して掲げてございます。

こちらにつきましても、自己評価としてはB、さらに北方対策本部としてもBということをつけてございますが、その主な理由でございますけれども、こちら事業がコロナウイルスの影響で中止になったということもございましたが、オンライン会議システムなど代替的な方法を用いましてカバーをしていったということが評価されるかなというところでございます。

また、オンラインの授業を想定した教材ですけれども、こちらは逆にこの北方領土の問題に限らず、コロナの状況下において様々な分野でオンラインでのこういう学習の機会が進んだということもおそらく影響しているのかとは思いますが、非常にダウンロード数は好調に推移しているということで目標を達成したということでございまして、これらのことを勘案しましてB評価としたところでございます。

次をおめぐりいただきまして、で「国民一般に対する情報発信」というところでございます。主な評価の視点でございますけれども、訴求対象に応じて発信媒体を選択する、又は内容を工夫して若年層や国民一般の関心、理解を深めるということ。

それから、これは実際の施設でございますけれども、北海道の地元根室、別海、羅臼、それぞれ北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔という啓発施設を設けてございます。こちらについて、集客数についての目標を掲げてございます。

そして、これらに対して協会の自己評価としてはB、北方対策本部としてもBということをつけております。

その主な理由でございますけれども、こちらやはりコロナウイルスの影響というものがそれぞれありまして、特に啓発施設につきましては北海道の地元の方でこういう人が集まる施設について休館の期間を取るというような措置が求められた期間もございまして、なかなか年度平均で目標を達成するのが難しかったというのが実情としてございましたが、

そこは再開に向けた準備を積極的に行いつつ、できること、例えばアニメーションを作成したり、SNSのキャンペーンを展開したりというようなことも行いながら、今後の啓発の本格的な再開に向けて努力をしてきたということが評価できるのかなということで、Bとなっております。

次に2つ目の柱、(2)の「四島交流事業」でございます。こちらの主な評価の視点でございますけれども、これはいわゆるビザなし交流のような形で現地に行きまして事業を行うということで、年度計画に基づいて各事業を適切に実施するということが大前提になってございます。その上で、参加者が事後に参加してどうだったのかということを発信していただくでありますとか、そのためのSNSの発信でありますとか、そういうところも指標として設けてございます。

こちらにつきましては、自己評価はB、対策本部においてもBということでつけてございまして、その理由でございますけれども、こちらは残念ながら全ての事業が中止、船が出ないということになりましたものですから、その点の目標については残念ながら達成ができなかったということでございます。

ただ、こちらでも代替的な取組として、四島交流はオンラインでのセミナーを開催するようなことを通じて、この交流の再開後に向けてつないでいくというようなことを行ったということでございます。こういう外的な要因においてなかなか事業ができなかったということも踏まえて、代替的な努力を行ったということも勘案してBということでこちらはつけてございます。

次に(3)の「調査研究」の項目でございます。こちらは地道な取組として様々、写真や地図なども含めて資料の収集ということをずっと行ってきているものでございますが、こちらでも評価の視点としては収集範囲や分析方法、保管方法等について検討を行っていく。また、どういうテーマに関心が高いのかということも踏まえて調査研究を実施する。また、指標としては研究結果について利活用の件数について目標を定めるというようなこともしてございます。

こちらは協会の自己評価としてはB、対策本部の評価としてもBということでございます。こちらは地道に行う調査研究でございますので、ここまでの啓発あるいは交流の事業とはちょっと違って、ここは地道に計画どおりに事業を実施してきたということでございます。また、指標として引用数、利活用数についても目標を上回ったということで、こちらでもBとしたというところでございます。

次に(4)の「元島民等の援護」というところでございます。主な評価の視点としましては、元島民の方々などが行う要求運動又は資料収集等について支援を行う。又は、北方四島の現地に向けて自由訪問を行っておりますけれども、こちらの実施の支援を行うこと、又は航空機による特別墓参、これも北方四島に直接航空機で訪問するというものでございますが、こちらでも適切に実施をするということを目標にしてございました。

こちらは自己評価としてはB、本部としてもBということでつけてございますが、(2)

の交流事業とも重なるのですけれども、実際に島に行って訪問をしたり、航空機で墓参に行ったりというようなこともできなかったということでございます。そういう意味では、目標に掲げた事業の達成は難しかったのですけれども、代替的な事業としまして、例えば過去のそういう訪問の際の様子を撮影して写真集を作りまして関係者の皆様に配布をするというようなことで、非常にこれは喜ばれたということもでございます。事業そのものがなかったというのは残念ですけれども、こちらについてもそういう努力を行ってきたということでございますので、Bということで評価をしたものでございます。

続きまして、また次のページでございますが、(5)の「北方地域旧漁業権者等への融資」ということでございます。こちらは、協会の方で元島民の方を中心としまして事業資金や生活資金について融資を行っております。この融資に関する項目でございます、主な評価の視点といたしましては相談の件数について指標を設けてございます。また、相談会、説明会の実施、さらにはリスク管理債権の比率、これらについて指標を設けてございます。

こちらにつきましても自己評価をB、本部の評価についてもBということで評価をしてございます。

その評価の理由ですけれども、こちらも残念ながらコロナウイルスの関係で対面での説明会というものは中止になったということが残念な現実としてあったのですけれども、対面で行えない分、ウェブ上の会議ツールを使って相談会を行うとか、あるいは個別に相談を受け付けるということで行いまして、それらを含めた相談件数で言えば定量的な指標を上回る件数になったという評価をしてございます。こちら交流事業と似たような状況にはございますけれども、ウェブ等を通じまして代替的な手法を用いて事業の実施に努めたということで、全体としてBという評価をつけているものでございます。

次の から先は、組織としての業務の運営に関する項目についてでございます。

まず、 のところから業務運営の効率化ということで、最初の項目が経費の節減についてでございます。こちらの主な評価の視点ですけれども、経費の中でも一般管理費又は業務経費、それぞれにつきまして評価期間中、毎年削減目標、合理化目標を定めて達成に向けて努力をしているということでございます。また、給与水準についても国家公務員との比較の中で適切なレベルにするということございまして、こちらは自己評価がB、本部の評価もBというふうになってございます。

その主な理由ですけれども、一般管理費につきましても7%毎年削減をする。業務経費についても、前年度比1%ずつ効率化をする。また、給与水準について検証結果を公表し、所期の目標を達成してきたと認められるということから、B評価としているものでございます。

次の項目が「調達の合理化等」ということございまして、評価の視点としては計画的に実行していく中で一者応札・一者応募の改善、又は随意契約や一般競争入札実施の要件の明確化、こういうことを定めてございます。

こちらにつきまして、協会の自己評価はB、本部の評価としてもBということで評価をさせていただきます。

その主な理由ですけれども、個別の中身を見ていきますと、例えば一者応札・一者応募について幾つか件数として上がってきてはいるのですが、例えばウェブサイトの保守運営でありますとか、会計システムでありますとか、なかなか毎年毎年違う業者にとということも業務効率上どうかというような部分もあるものですから、結果的に一者応札・一者応募というものが発生しているということでございます。

また、随意契約につきましても件数としては出てきておりますけれども、交流事業に使用する船舶の傭船など、これも代替的にほかの業者と契約をするということがなかなか難しいというものも含まれておりますので、いずれにしてもそういう現状も認識しながら適正化に向けて努力はしているということで、総合的にBという評価をしているものでございます。

次に、 のところでございます。財務内容の改善について幾つか項目がございます。

まず「一般業務勘定」でございますけれども、こちらは評価軸が短期借入金の限度額についてですが、その短期借入れを行っていないということで、こちらは評価の対象にしておりません。

次の貸付け、先ほど業務のところでは融資の事業が出てきましたけれども、そこにつきまして勘定科目を設けておりまして、その中で評価の視点として借入金の限度額は14億円というものがございます。こちらはどういうものかということ、旧漁業権者等に融資を行う際に、もともと最初に10億円の担保を設定しまして、融資を行うに当たってはその都度、市中から借入れを行い、それを貸し付けるという形で行っておりまして、その償還を受けてまた別の対象者に貸し出すということをしておりますけれども、その償還のタイミングによっては貸出しの資金が足りなくなるということもございますので、つなぎで短期に借入れをするということが発生をいたします。

ただ、これも目標の14億円の枠内で行っておりますので、評価として自己評価はB、本部の評価もBということにしております。

次に、重要な財産の処分のところでございますけれども、こちらの内容としては先ほど申しましたが、最初に担保として10億円設定しております。この10億円を取り崩す、あるいはほかの目的に使用するというようなことがあった場合に、きちんと元の目的を毀損しないようにということでございますけれども、そもそもこの10億円をそのまま担保にしてございますので、所期の目標を達成したということで自己評価、本部評価、ともにBというふうにしてございます。

最後におめくりいただきまして、「その他の事項」として協会内部の文書管理、個人情報保護、情報公開について、法令に基づき適正に対応をする。また、情報セキュリティ対策を実施する。計画的に人材の確保・育成を図る。業務を効率化し、職員の働きやすい職場環境を整備するなど、効果的・効率的な業務遂行に資するような、そしてまた法令を遵

守るような業務遂行体制を確保するということをごさいますして、これはそれぞれ研修を行ったり、職員に対して意識の向上を図ったりということを実施してございますして、また大きな事故も起こしてないということをごさいますので、自己評価のB、本部の評価としてもBということで評価をしてございます。

以上、各項目について御紹介しましたけれども、結果としていずれも自己評価、本部の評価、ともにBということで、総合としてBということで評価をしてございます。

以上が令和3年度の評価についての御説明でございます。

田辺座長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

では、山内委員よろしく願いいたします。

山内委員

御説明、ありがとうございます。

まずの(4)の元島民の方への援護という箇所につきまして、「等」とあるのですが、この「等」には、どのような方が含まれるのでしょうか。次の項目に、旧漁業権者という項目がありましたが、基本的には、そういう方が含まれると考えていいのかというのが、1つ目の質問になります。

また、コメントなのですが、新型コロナによって、自由訪問やお墓参りができなかったというのは非常に残念で、引き続き寄り添うような形で、支援を続けていただければと思っております。

引き続き、質問になります。もう一つの質問は、の(5)なんですけれども、私の勉強不足でごめんなさい。ここで言うリスク管理債権というのが何かというのをまず教えていただきたいということと、融資件数が過去から現在どういうふうな件数で推移しているのかを教えて頂ければと思っております。ちょっと気になりましたのが、新型コロナの影響などで増えているのかと思ったりもしましたので、そちらを教えていただきたいです。また、借り入れて融資をする場合もあるという御説明でしたが、その借入れと融資の、いわゆる支払利息と受取利息はどちらが大きいとか、どういう関係にあるのかということをお教えいただければと思っております。

さらに、経費節減で、なかなか企業でもこういうふうにコストをカットしていくというのは難しいので頑張られたのかと思うのですが、一般管理費とか業務経費について具体的にどういう取組をされたのかということも教えていただければと思っております。

以上です。



田辺座長

ありがとうございます。

では、御回答の方をよろしく願いいたします。

富永北方対策本部参事官

ありがとうございます。

まず御質問いただきました援護の事業に関して、元島民等ということで、この「等」に関しては、実際に島に居住していらした方と、その島民でいらした方の2世、3世の方を含んでいます。それから、旧漁業権者ということで元島民等という表現になっているということでございます。

また、非常に事業の実施について励ましていただいたとっておりますので、我々としても引き続き努めてまいりたいと思います。

それから、2つ目は協会の方からすみません。

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

質問ありがとうございます。北対協の事務局長をしております鶴田と申します。よろしく願いいたします。

3つ目だと思いますが、リスク管理債権についてということだと思いますけれども、リスク管理債権については銀行法の施行令、規則に基づいた形で破綻先債権、延滞債権、それから3か月以上の延滞というような形でそれぞれ定義を決めまして、総貸出し残高に対する割合をリスク管理債権比率という形で捉えております。

令和3年度につきましては1.91%、かなり低い水準だと思いますし、目標にせよという比率に対しても下回った比率になっております。これにつきましては、法対象者の方々の要望をお聞きするとともにそれを実行するという、聞く耳を持ち、実行もするという、お互いの相互補完をしながら実行しているということで融資についての理解が深まっているという証かと考えているところでございます。

借入れと貸出しの利息の扱いについてということでございます。現段階では、貸付けの原資となるものを借入金に頼っているのが現状でございます。調達金利と貸出し金利、私どもの法律から低利で融通するという観点から、そこに差が出ます。利息の差ですね。それにつきましては、北対協の平均貸出し利率、利息から調達利率を差し引いた差額につきましては国から利子補給という形で差額を補給いただいているところでございます。

それから、管理費、業務費の効率化の取組ということでございます。独法設立以来、一般管理費については中期目標期間にこれだけ削減を図れということを求められております。そろそろ限界かなと思うところもでございます。節約、無駄なものは買わない。それから、入札等を取り入れた形で資金の効率化、低廉化を図っている。これは、業務経費についても同様な形でございます。必要以上のものにつきましてはしっかりと節約をするというこ

とでございます。

以上です。

山内委員

詳しく説明していただきましてありがとうございます。よく分かりました。

田辺座長

1点だけ、貸付けの件数の動向というか、その御質問をなさっていたと思うのですが、

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

貸付けの件数につきましては、件数自体につきましても令和2年からかなり減っているのが現状でございます。これにつきましては、道東地区の記録的な不漁、サンマ、シャケ、これがほとんどとれない。令和4年になってから若干ぶり返しているというふうに話は聞いておりますけれども、サンマについては全国一の水揚げを誇っていたものがとれなくなりました。シャケもほとんどとれなくてブリがとれるというような現象も起きております。

加えて、コロナによって市場が閉じられている。買い手がいなくなっているということもあって、設備投資等をしなくなっているということが原因で、コロナ前の令和元年度は件数でいいますと250件ほどございました。これが2年で140、3年で112件ということで、件数的には下回っているというのが現状でございます。

山内委員

分かりました。自分で質問しておきながら質問を忘れておりました。ありがとうございます。

田辺座長

ほかにいかがでございましょう。

では、梅澤委員よろしく願いいたします。

梅澤委員

ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。1の でしょうか。オンラインの教材のお話をいただいたのですが、非常にこれは件数が伸びていて、中身はホームページ上で拝見したのですが、地歴公民、いろんな科目にまたがった学習内容になっていて、昨今非常に多忙だと言われる先生方にとっては非常に好評を博したというのはよく分かるなと思いました。

それで、1つ質問なのですが、これはそれにしても3倍伸びたというのは、例えばSN

Sでこういうコンテンツがあるよというのを流したとか、何か要因があるのではないかと  
思うのですが、その辺りを御教示いただければと思います。

以上です。

田辺座長

では、いかがでございましょうか。増えた理由は何なのかということですか。

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

質問ありがとうございます。

まず、私どもとしましては、若手職員によって構成されるプロジェクトチームをつくり  
まして若い人の目線で発信していく。しかも、毎日切らさずやっていくということ、それ  
からメリハリをつけるという意味でFacebookは全体的な、Twitterについては同等の情報を  
発信するというようなメリハリをつけていることが1つあります。

それで、増えるたびに理事長以下で職員を褒めることにしております、それによって  
意気に感じる。増える、褒められるということでもどんどん前に進んでいくのかなと感じて  
おります。

それ以外にも、知ってもらおうということも重要と認識しております。北方領土の返還運  
動の強調月間は8月、2月と設定しております。この期間についてはSNS上で広報も行  
っております。これによって増えたというのも要因の一つかなと知っているところでござ  
います。

いずれにしても、職員が切らさず、毎日意気に感じて投稿するよう、理事長をはじめ幹  
部が一生懸命背中を押す。優しく押すということをやっているところでございます。

梅澤委員

ありがとうございます。

中身も拝見して、おっしゃるとおり非常に分かりやすく、実は私も少年・少女の子供  
がいるのですけれども、羅臼の展望塔に連れて行ったり、はたまた沖の方に出て国後島を  
見せたりしたことがあるのですが、もしかしたら小さいとその意味のイメージが湧かない  
のですね。大人は、私などは非常に感慨深いものがあつたのですが、もしかしたらこうい  
うストーリーテリングな、ある意味バーチャルな教材の方がまだまだ青少年には刺さると  
いうこともあるのかもしれないなというふうに感じました。

中身は本当に素晴らしいので、実は昨今ウクライナのことがあってから、ロシアという  
のはどういう国なのという質問とか、後は日本の隣なのだよねと聞かれることなどが増え  
てきているので、ひょっとしたら夏休みということもあるので家庭内学習、特に自由研究  
みたいなニーズも実はあるのではないかと印象を受けました。

以上です。

田辺座長

ほかはいかがでございますか。

よろしゅうございますか。

では、山内委員、再度どうぞ。

山内委員

再度、すみません。ほかの方からの、さらなるご質問がないようですので質問させていただきます。

ちょっと全体的な質問をさせて頂いても、よろしいでしょうか。今さらなのですが、不慣れで理解していなくて、先ほどの国立公文書館のときに最初に御質問させていただければよかったなと思っております。先ほどの国立公文書館についても今回についても、重要度が高いものについては高いと記載されているのですけれども、何も記載されておらず空欄のものがあり、それはどういうことを意味しているのか、ということがちょっと分からなかったです。

田辺座長

基本は、各独法が、本年度はここが我々の最重要なミッションだと思ったところに重要度というものを上げて、その横に書いてある困難度というのは、一度もやったことがないから今度初めてやらなければいけないので、リスクを取りながら頑張ろう、難しいぞというところで書いているものです。

山内委員

ありがとうございます。

最後に1つだけ、質問させてください。これも全体的な質問になります。日頃から疑問に思っていたのですけれども、独立行政法人については事業別フルコスト情報が開示されていたり、開示されていなかったりするのですが、ちょっとぱらぱらと見ましたところ、国立公文書館業務についてはその事業別フルコスト情報が開示されている一方で、北方領土問題対策協会についてはたしか開示されていなかったように記憶しております。これら2つの独立行政法人に限らず、何か開示されているものと開示されていないものの判断基準みたいなものというのは、内閣府の方であるのでしょうか。

全体的な質問なので、もし御存じでしたら教えていただければと思います。

田辺座長

では、お願いします。

三輪政策評価広報課課長補佐

まず、今、座長からお答えいただいたのですが、重要度と困難度という指標ですが、重要なものはこの政策は重要だという位置づけをされているものです。それから、困難度というのは、設定時点でこの目標の達成は困難であるといったものについては評価の時点で配慮できる。それで、これは事後的に評価時点で困難であるということがその根拠としてございましたら、これもまた評価において考慮できるというもので、評価を1段階具体的には上げられるといったものでございます。

それから、セグメント別の情報だということだと思えますが、そちらの方についても当方、内閣府で持っております国立公文書館も北対協も小さくて非常にコンパクトで、北対協でございますと30人程度の組織でございますので、正直言いまして余りセグメント別の細かい情報というのも多分分けづらいところがある。ここは逆に北対協の方に御説明いただければと思いますが、独法といたしましても非常に巨大なものから小さいものまで多岐にわたりますので、今、御説明させていただいている国立公文書館と北方領土問題対策協会につきましては余りそういう細かいセグメントを設けて、事業の効率化や体制についての検討ということにはならないので、大まかなセグメント情報に分けてするというようにしております。

山内委員

ありがとうございました。以上です。

田辺座長

セグメント情報は、作成はマストではないのですか。

三輪政策評価広報課課長補佐

改めて確認します。

( 「事業別フルコスト情報の開示」については、会議終了後、後日、各委員へ回答 )

田辺座長

ほかはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

なかなかこれはBと出してきてBだよというのが全部そろると、なかなかこれを違うぞと言うのは難しいところはあるかと思えますけれども、特に上げろ、下げろという御意見はいただいておりますので、すべからくB評価、総合もBということで令和3年度の評価としたいと存じます。

( 3 ) ( 独 ) 北方領土問題対策協会の見込評価案について

田辺座長

では、次に5年間の期間評価で、平成30年から令和4年、来年度までですけれども、その前年度に見込み評価というものを行うということになっておりますので、この期間の北方領土対策協会の見込み評価案につきまして同参事官の方より御説明をお願いいたします。では、よろしく願いいたします。

富永北方対策本部参事官

現在の中期計画における期間中の総合評定について御説明いたします。

資料3-1(独立行政法人北方領土問題対策協会の第4期中期目標期間業務実績に関する評価案(概要))を御覧いただければと思います。

まず、最初に結論として書いてございますけれども、平成30年度以降、見込みとしての令和4年度まで含めまして、この5年間のそれぞれ各項目とも所期の目標を達成しているということで、各項目、各機関、全てB評価というふうにつけております。それをもちまして、期間評価全体としてもBというふうに評価をいたしております。

この理由ですけれども、特に令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響という外部要因が生じてございます。先ほど、令和3年度の御説明の中でも、事業によっては全て中止、あるいは一部が中止というような状況の中で代替的な措置を講じる等の努力をしてきたということで、外部的な要因があるものについてはその努力も込みでBというふうなことでございます。

そもそも、特に船に乗って北方四島に直接訪問をするというような事業については、元島民の方々、そしてその関係者の方々のお気持ちも考えると、諸用の計画を着々と実行するというのもともとは求められている事業であると思いますので、余り急に、代替措置を何もしなかったらCとかに下げていくということもあり得るとは思いますけれども、そこはできなかった分は代替の努力をし、できる事業環境にあるときには、着実にこれは実施をするということで、なかなかSとかAということにもなりづらい項目ではございますので、実際に船を出すとか、現地に行くとか、そういうところに関しては頑張るってやることイコールBだというふうに理解をしてございます。

それから、啓発の部分に関しましてもこの5年間、あるいはその前からやはりインターネット環境を利用して、特に若い層にアプローチをしていくということをずっと続けてございます。その中で非常に効果を上げているもの、例えば先ほどの教材のダウンロードでありますとか、あるいはいろいろなメディア、Twitterとか、その辺のフォロワー数とか、そういうものはかなりいい数字をもって上げてきているところではございますけれども、それで本当に十分かというようなところもありまして、特に若者向けの事業というのは課題もあるなというようなところもございまして、ここも今後の努力を必要とするところを込めて、啓発全体としてもBということをつけているところでございます。

また、内部管理的な業務運営の経費等も含めたところ、あるいは財務、内部統制等々につきましても、これも着実に経営を行っているという点と、大きな事故もなく職員みんな

で頑張っているというところでございますので、それぞれBということでつけてございます。

そういうことを全て総合して、期間全体の評価としてBというふうにおつけしたものでございます。

御説明は以上でございます。

田辺座長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

1点だけ私の方から、B評価でB評価ときているので、それ以上、評価を上げ下げするような意見ではないのですが、ただ、この数年間、特に1のところの「国民世論の啓発」みたいなところについて、かなりやり方を変えてきたという印象が、数年間御説明を伺っている間に感じたことであります。

例えば、昔だったら渋谷の交差点に何とかの日にワンショットで、バツと出していた時期もあったと思うんですけども、効果をチェックして効いていないというのでやめたとか、SNSの方は最近はかなり力を入れて、メディアの選択というのを若年層に届くよという意味でもやはり変えてきたというところはあるのですが、全体の広報戦略と云えばいいのか、その流れはこの期はどんなものを念頭に置いていて、実際やってみたらコロナというのが途中で入ったので、デジタルの方に思い切りシフトせざるを得なかったというところはあるかと思うのですけれども、当初はどういう戦略で、この4年間の動きというのはどういうふうに感じていらっしゃるのかなというのを、ちょっとお伺いできればと思っている次第です。

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

ありがとうございます。

この中期目標を指示されたときに、それを達成するためにどうあるべきかを中期計画という形でまとめて、5年間かけてこういうことを達成するためにやるよといったときに、まずは調べる、調査するという観点から、調査をして返還運動についてどう考えているのか、それに対して北対協はどう寄与しているのかというような調査をやる。

それから、地域の大会とかについてはどういう現状なのかというのを把握するというところで、初参加の人が何人いるか、若年層がどのぐらいの割合いるのかというようなことをやった上で、当初としてはこれらを底上げするという観点から様々な企画を立てたところでございます。

その一つが、大型ビジョンで広報を打つとか、時代に合わせてSNSを活発化させるかというようなことをやっておりました。

一方、今まで継続していたリアルな部分、地域で一生懸命やってくれた県民大会とか、

地域単位の街頭啓発とか、それも並行して大事にしていこうという観点でやっております。

それが令和元年までは継続できたというふうに自負をしているところでございますが、2年からコロナということになりまして、どうしても外に出るな、密集をつくるな、三密をつくるなという観点から、それができなくなったというのが流れでございます。

ただ、令和3年からは、コロナに負けないための啓発を図るということで、SNSに力を入れていって全体的なもの、それから現地に行けないのであるならば現地の情報を積極的に流そう。それから、元島民の方が動けないのだったら、元島民の講話をオンライン上でやるようにしようというようなデジタル化を進めていったというようなことで、引き続きデジタル化を推進するものの、今まで積み上げたリアルな部分も継続してやっていかないといけないというような認識でやっているところでございます。

田辺座長

ありがとうございます。

恐らくそのとおりだと思うのですが、ただ、これはこの期間の評価には関わりない、仕方なかった部分が多々ありますけれども、県民大会というのを開けなかったということの持つ意味というのは大きいのでしょうか。

例えば、これは実際に非常に若い方にも入ってもらう。他方で、恐らく県民大会を開くときのコアになる方々というのは、高齢者という言い方はそろそろ自分が入ってくるので言いたくないのですが、割と高齢者が軸であって、かつ、やらないとなるとネットワークが壊れてしまう可能性があると思うのですけれども、そこら辺の注意事項というのでしょうか。今後、コロナが収まった後、恐らく再開して展開していくのだらうと思うのですけれども、そここのところの感触はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

デジタルはデジタルの接触があるのですが、リアルの接触というのは、ネットワークとしてはやはりこちらの方が強いのかな。見るだけのネットワークと、参加するところのネットワークの持つ意味が若干違うと個人的には思っておりますので、そこら辺は今後、戻したときにどうなりそうかというところの感触をお伺いできれば、教えていただきたいと思います。

鶴田北方領土問題対策協会事務局長

県民大会とかにつきましては、中央において2月7日に北方領土の全国大会をやる。これには総理、北方担当大臣、外務大臣も出席していただきながらやるというようなものをやっていました。これの地方版を県民大会というふうに言っております。

県民大会としては、その年に活動してきた集大成の位置づけをしているところでございます。それをやることによって、定着することによって、それが地方での広報、マスメディアに乗っていくという効果もあります。



それに対して、その参加者の状況がどうかというのを調査した結果、若年層も少ないということ。初参加が少ないということで、これも踏まえて展開をしてくれというお願いをしてスタートしたというものでございます。

その大会につきましては、参加して自らの目で見るということは重要だと思うのですが、コロナ効果と言ったらおかしいのですが、それを逆手に取ってリアル、みんなに参加してもらうということと、それと同時にそれをオンラインで配信する。いわゆるハイブリッドというのでしょうか、こういったものを進めていって、見た人が次は参加してみようというような意欲が持てるような事業展開になっていけばと思っているところでございます。

田辺座長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。Bとずっと続いてきて、全体的にBとなると、なかなかここを上げる、下げろという意見は出づらいかもしれませんが、よろしゅうございますか。

それでは、特に御異議等をいただいておりますので、原案の見込みの期間評価のところはBということで、全体に関してもBという形でまとめていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

#### (4) (独)北方領土問題対策協会の業務・組織の見直し案について

田辺座長

それでは、時間が大分、先走りして余裕がいっぱい出てきましたけれども、次に恐らく今後考える上で一番大切な部分だと思っておりますが、「北方領土問題対策協会の業務及び組織の見直し」について、これに関しまして参事官の方より御説明をお願いいたします。

では、よろしく願いいたします。

富永北方対策本部参事官

御説明いたします。資料4(独立行政法人北方領土問題対策協会の業務・組織見直し案)を御覧いただきたいと思います。

こちらは先ほど、今の中期目標期間の評価について御説明しましたけれども、その後、次の期間、令和5年度から令和9年度において現時点で考えています必要な見直しについて、その内容を項目に沿って御説明したいと思います。項目の分け方については、現目標期間と基本的に同様の項目立てで行っていくということを予定してございます。

それでは、まず各項目それぞれについて、1ページ目の下の段を見ていただきますと、まず「(1)国民世論の啓発」というところでございます。こちらは、最近のいろいろな

事情も踏まえて、特にその世論啓発、先ほどから出てきますけれども、インターネット等を活用した事業を効果的にやっていくという流れは進めていこうと思っておりますが、その中でもやはりその課題として、これも何度も出てきましたが、若年層についてのアプローチをさらに効果的に進めていく必要があると考えております。

その上で、手法の一つとして、若年層の方々自身がこの事業の企画立案への参加をしていただく。そして、受け手側である若い人たちの発想というものを、企画立案の段階から当事者である若年層の方から御意見を頂いて、よりアプローチをしやすい事業を構築していきたいということを考え方の一つとして取り入れていきたいというものでございます。

また、同時に若い人々にいろいろなアイデアを出してもらおうということで、奇抜なアイデアが期待されるところでございますけれども、それを実際事業にできるものなのかどうか。フィージビリティについては、またそれはそれで別の問題ということもあらうかと思しますので、そこは適切にサポートしていきながら評価を行ってPDCAサイクルを回すということで、この若年層の企画立案への参画というものの自体の効率化も図っていくということの一つの大きな考え方として取り入れていけたらと思っております。これが、世論の啓発について、次の期間での見直しの一つの柱にしていきたいという項目でございます。

それから、ページをおめくりいただきまして次の2ページ目でございますけれども、「(2) 北方四島との交流事業」でございます。こちらは、この後出てくる援護にも関係しますけれども、評価のところでもありましたが、様々な要因で実際に船が出せないという事態が現在も継続をしております。

事業の目標としては先ほども申し上げましたが、実際の元島民の方々、そして関係者の方々のお気持ちを考えると、粛々とこれは計画した事業を実行し、北方四島に足を運んでいただいて、交流でありますとか、墓参でありますとか、そういうことを行っていただくということが基本、我々としてなすべきことだというふうには思っておりますけれども、仮に現状のようにコロナ、あるいはロシア情勢を背景にして船が出せないというようなことが今後継続した場合、更に言うと、今後それが再開できた場合でも、今置かれているこの状況をポジティブに捉えて代替的な事業をやっているのであれば、実際に船が出られるようになった後もいいところは残していけばいいのではないかなというような視点を持つことが大事なかなと思っております。

そういうことを踏まえまして、ここに書いてございますのは、内容の検証を不断に行いつつ事業を実施するというところで、繰り返しですが、船を出すということは着実に実施をしたい。

ただ、その内容は検証をし、例えば、ここに「また」と書いてありますけれども、船が出せなかった際、あるいは船をちゃんと出せたときでも一年中船を出しているわけではありませんので、その船を出していない期間もうまく使って、交流事業以外で例えば船舶の一般公開をやりますとか、まだこれはアイデアの段階なので具体的な事業を決めているわけではありませんが、有効活用していくというようなことも考えていくことがより効果的

なのではないかというようなことで、ここに今後の見直しについて一つの考え方を書いてございます。

次に（３）の調査研究のところでございます。こちらは評価のところでも申し上げましたが、調査研究の項目につきましては着実に実施をしていく。特に、関連する資料を収集するということについては着々と引き続きやっていくということが基本ではありますけれども、これから先のことを考えますと、それだけではなくてこれまで行った調査研究の結果、あるいは収集した写真とか、地図とか、そういう資料を有機的に組み合わせて、元島民の方々がより閲覧しやすくする。

また、先ほどの教材の話にも関わるかもしれませんが、啓発や教育のためのツールとして活用できるような材料としていただくというようなことも視野に入れた調査研究、あるいは資料の収集を行っていくことがよいのかなということを書いてございます。

また、この有機的な組合せということで具体的なところまで至っておりませんが、これは本当に例えばのイメージですが、集めた資料をデジタルでウェブ上で見られるようにして、例えばウェブ上の地図のある地点をクリックするとそこに関する情報が見やすくなる。それがデスクトップなのか、どこかの施設で閲覧できるのか、いろいろな可能性はあるかと思っておりますけれども、そういうことを通じて関係者あるいは一般のユーザーから調査結果をアクセスしてもらいやすくなるというような仕組みまで視野に入れた調査研究というものをやっていってはどうかということを書いてございます。

次でございますが、同じページの下「（４）元島民等の援護」につきまして、これは先ほど（２）の交流事業のところでも申し上げましたけれども、実際に北方四島、島に行くということができた場合でも、できなかった場合でも、これはプラス面で代替措置としてやったことは続けていってもいいだろうなという観点から、その活動を次の世代につなげるために、例えば実際に島に行くことができた際には、そこで皆さんどういった活動をされたのか、どういう気づきがあったのか、そういうようなことを写真などを含めて記録にして、それを皆さんに手に取っていただいて、実際にその事業に参加された方は一つの訪問の思い出として取っていただけますし、行かれていない方はそれを御覧になって、自分も行ってみようかなというような気持ちを持っていただく助けになるようなことも、この援護の事業をやる、やらないにかかわらずできるのかなと思っておりますので、ここにこういう形で書いてみたということでございます。

それから、その次のページでございますけれども、融資の事業につきまして、こちらはその融資の対象も元島民等の関係者を中心にしたものですから、大きく見直すということよりは、ニーズを捉えて必要とされている方々の声にお応えするということが基本だと思いますので、さらに社会情勢、そして利用者ニーズを踏まえて融資メニューというものをブラッシュアップしていくというような、ちょっと一般的な書き方ではありますけれども、そういう進め方をしていきたいということを書いてございます。

それから、同じページの「３．組織の見直し」以下でございますけれども、こちらは先

ほどの現計画期間中のところでも全てBということで申し上げましたが、この状態を維持して、現在の組織については現在の組織形態で遂行していく。

(2)のところで、組織体制については当然でございますけれども継続的に点検を行う必要に応じて人員配置の見直しを行う。

次のページにいきまして、関連して「その他」のところで業務運営体制については更なる内部統制、そして情報セキュリティ対策、これを充実強化させて運営体制の確保を図る。

また、「財務内容の改善」についても、調達につきましては一部、正直なかなか随意契約等について難しい面もありますけれども、適正なものになるように努めていく。

そして、積立金、これは協会の中で期末に積立金が出た場合に期間の最後で国庫に返納するという手続になりますけれども、こちらの手続についても厳格に算出をしていくということで、ある意味、この3.と4.のところは必ず求められることを着実に、そして後退することなく実行していくということを書いているものでございます。これら各項目に留意をする形で、5年度以降、今後具体的にどういう事業をしていくのか、我々北方対策本部と協会で、ともに知恵を絞りながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

田辺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの業務組織の見直しについての部分でございますけれども、御質問、御意見等がございましたらよろしくお願いいいたします。

山内委員、よろしくお願いいいたします。

山内委員

まず、コメントです。(2)の交流事業についての<背景・理由>の箇所において、実施後のアンケートの結果において日本国民とロシアの方との間の相互理解が深まっていると認められると書かれておまして、人と人との交流というのは非常に大切であると考えられますので、これは非常によいことであると思われました。これはコメントです。

次に、2つ質問をさせていただきます。

1つは、前回、組織のデジタル化についての持ち回り会議がありました。そこでは特に、こういうふうにしますという具体案については示されていなかったと思います。そこで、まだ、今、検討されているところだとは思うのですが、もしも現時点で具体案がありましたら教えていただければと思います。

もう一つの質問は、さらなる内部統制機能という話があったのですが、どういった内部統制を考えていらっしゃるのか、検討過程でもいいので教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

田辺座長

では、2点ほど、デジタルの部分と、それから内部統制機能の強化ということで御回答の方をよろしく願いいたします。

山内委員

検討中かと思えますので、もし何か検討されていることがあればということで結構です。

和氣北方対策本部参事官補佐

御説明いたします。

デジタルの中期目標の追加につきましては、先日御審議いただいたデジタル化を踏まえた中期目標の変更を受け、中期計画をどのようにするかを法人の方で検討いただいている最中でございます。

それで、北方対策本部として、中期計画に盛り込む内容としてデジタル体制の整備ですとか、いわゆるPMOの設置を求めているところがございますので、中期目標の変更という方針を受けて、北対協として今どういった整備が可能か、中期計画の内容を御検討いただいているところがございますので、中期計画にどういったことが盛り込めるかを検討して、また有識者懇談会の場で御確認いただければと思います。

山内委員

ありがとうございます。内部統制機能も今、検討中ですよ。

和氣北方対策本部参事官補佐

内部統制機能についても、検討中と御理解いただければと思います。

山内委員

分かりました。ありがとうございます。

田辺座長

ほかはいかがでございましょう。

若干、口火というか、つなぎ的に意見というか、コメントというか、申し上げたいと思いますけれども、恐ろしく嫌な時期に見直しがある。

ただ、ここに書かれていることは基本的には、やっていることは全然減らさせないぞという、ある意味、覚悟を読む部分があって、それプラス状況に応じてデジタル化その他のところで随時適応していく。

それから、3番目は適応の際にはやったことがどういう効果があったのだというのをP D C Aを確実に回して、この事業のうまいやり方は一体なんなのだろうというのを次期も

追求していく。

ただ、簡単に言うと、もう設置法その他は全然変えない。中期目標の中だけで対応していくと、私が読むとそんな読み方になるのですけれども、まず大きく言ってこの読み方が間違いないのかというのと、後は、余り書けないと思うのですけれども、基本的な書き方の中に、この見込み評価をやった後に2月からウクライナ問題があって、ある意味、対ロシアとの関係が絶望的に凍結されちゃって、これは1年、2年、3年ぐらいで解凍するのかわわれれば、そんなに明るい展望はないのだろうと思うのですね。

その中で、だからやめたとは絶対に言えない部分なので、これは書いてあることはこうなのですけれども、かなりやり方が難しいのではないのかなというのが私などが思うというか、恐らくほかの方々もそう思うだろうと思うのですけれども、そこら辺の難しさと、難しいものに直面したときにどうできるのかなというところで、この段階で言えることが多いとは余り思いませんけれども、何かその方がみたいなやり方の変更、その他の方がみたいなところがあればお教えいただきたいと思います。

富永北方対策本部参事官

ありがとうございます。

まず、私から全体的にお答えいたしますと、まず法令を含めて大きな枠組みを見直すかどうかというところについて御指摘はあろうかと思いますが、一つ考えておりますのは、我々のやっている施策というのが、実際の元島民の方々でありますとか関係者の皆様の支えになるということが一つの大きな柱としてございまして、その中で大きな枠組みを変えていくというのが、関係する皆様とどういう意思の疎通の中でそういう議論になるかということもあるかと思えます。

現時点では、やはり皆様、正直もう高齢化されてきて、今がらと大きな仕組みを変えるというようなマインドには必ずしもないのかなと感じているところもありまして、そこは不断に当事者、関係者の皆様とコミュニケーションを取っていきながら、その中で変えるべきところがあれば検討していくということになるかと思ひまして、現時点においては、次の期間においては大きな枠組みとしては維持しつつ、座長が御指摘いただきましたように、やらなければいけないことはやるのだということは我々の姿勢としては示す必要があるということをもまず大きな考え方として今回お示ししているところがございます。

そして、2点目の非常に難しい時期というのはおっしゃるとおりでございまして、では、そこを現時点でどの時期まで見越して考えていくか、確かに中期、もっと先のことも考えてやっていくということも必要かと思ひますが、現時点で船が出ないというようなことを踏まえて、その前に申し上げたことと関係しますけれども、ではもう抜本的にやり方を変えるかと、仮にそういう話になったときに、関係の皆様の意見をどう吸い取ってやっていくのかということをお考えなければいけませんので、やはりもうしばらくは今のやることを

目指すというスタンスを持ちながら、例えば今、船を使った事業で言えば洋上慰霊というものを現在もやっています。

これは、島まで行けないので中間地点の近くまで船で行って、船の上でお花を手向けるというような代替事業でございまして、今の皆さんの感じ方として、おそらく全部ウェブにするというよりは、島に行けないまでもそれに近いことができないかという方が強いのかなと思っておりまして、この難しい状況の中で何とかそこに近いところを当面は目指していくということが基本なのかなと現時点で思っております。

田辺座長

ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

この先5年ですか、次の中期計画にどういうふうにとすることで、ある意味それを既定するとは言いませんけれども、方向性を促すような文章でありますので、非常に大切なものかなという気はしております。

なかなか言いつらい部分もあろうかと思えますけれども、御意見等があればぜひこの場で御披露いただきたいと思っております。

千葉委員、何かございませんか。

千葉委員

遅れてきまして申し訳ございません。

今、座長がおっしゃったとおり、非常に日口関係が最悪のときに大変だなとことで、やれるところをしっかりとっていくしかないのかな、やはり大変だなという単なる感想でございます。何もなくてすみません。

田辺座長

ほかはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

別に後ろ向きだけではなくて、国民世論の啓発みたいなところでいいますと、若年層の掘り起こしというのは大切だ。それは、従来持っていた北対協のコアな関係じゃないところにどう展開するかということなので、幾つかチャレンジングな部分が入ってこようかとは思いますが、他方では元島民等の援護、それから融資事業のところは、やはりコアになっている方々は基本的には高齢化の影響を受けざるを得ないところではあるけれども、その下でそれだけにとどまらない事業展開というのか、恐らく融資のメニューなどというのはこの前、拡大したところだとは思いますが、またお考えいただければ何か本当は新しいニーズの掘り起こしができるかもしれませんしというようなことは、この文章からはうかがえるところではございますけれども。

では、山内委員から手が挙がっていますのでよろしく願いいたします。

山内委員

これまでの発言の繰り返しになってしまうので発言は控えさせていただいていたのですが、やはり元島民等の方に寄り添っていく。せめてお墓参りには行けるようにするとか、新型コロナで難しいところだとは思いますが、そういうところですか、後は先ほど非常によいことだというふうに発言させていただいたのですが、交流事業も重視していくというところが非常に重要なところかと、本当に人と人との交流というのは重要なことだと思いますので、そういうところは重視していただきたいと思っております。以上です。

田辺座長

ありがとうございました。

牧原委員、何かございますか。

牧原委員

私は、こういう情勢ですので余り積極的に動かなくてもいいと思います。何年か先に若干、好転したときにまたその変更する機会を設けるとことだと思います。やはり断固としてこういう紛争に対しては抗議をしながら領土をどう保全するかは考えるべきだと思います。

田辺座長

ありがとうございます。

梅澤委員、何かございますか。

梅澤委員

ありがとうございます。

私も牧原先生にかなり近い考えを持っていまして、やはり現段階で見えることと見えないことが2つあるので、今、挙げていただいている内容でよろしいかと思っています。見えないことというのは、やはりウクライナ周りの話ですし、見えることとしては島民の方々が年を重ねていく状況とか、後は残念ながら若年層にとって北方領土が発生した経緯などに関する情報が年々薄れていっている。この辺りはもう既に所与というか、分かっていることなので、先ほどのお話のとおり啓もうに力を入れるというのもあるべき姿なのかなというふうに考えております。

以上です。

田辺座長



ありがとうございました。

一通り、皆様の御意見をお伺いいたしました。

ただ、この業務、組織の見直し案について、具体的に修正せよとか、これを削れという意見はなかったと認識しております。では、見えない状況の中で見えるものでどこまでできるかということなのだと思いますけれども、この組織の見直しに関しては当懇談会としては了解したということで、特に修正を求めるものではないということで確定したいと存じますけれども、よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

田辺座長

ありがとうございました。

それでは、これで北方対策本部、それから北方領土問題対策協会に関する議題は終了いたします。北方対策本部、それから対策協会の皆様方はこれにて御退席いただきます。どうも御説明ありがとうございました。

(北方対策本部・北方領土問題対策協会 退室)

(5) その他(今後の予定等)

田辺座長

では、最後に事務局の方から今後の当懇談会の予定等についての御説明をお願いいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

三輪政策評価広報課課長補佐

それでは、私、三輪から今後のスケジュールをお示しします。

今回御議論いただいた業績評価、業務・組織の見直し内容については、今日8月3日、この有識者懇談会が開催されたということで、内部で決裁はございますが、8月の下旬、今のところ26日とされているのですが、総務省の独立行政法人制度評価委員会の方に通知することになります。それから、総務省の制度評価委員会の方で9月から12月にかけて審議されるということになります。

それで、先生方をお願いするのがちょうど議論の中にもございました「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく中期目標の計画の変更をしなければならないということでございます。これは、また持ち回りで先生方に御検討いただければと考えております。これは近々、御覧いただくということになります。閣議決定はございましたが実質的にはこれから検討という部分も多いので、多分に抽象的なところに落とし込まざるを得ない部分もございますが、御検討いただくということになります。

それから、次回、先生方に実際にお集まりいただくか、ネットで御参加いただくということにもなるかと思いますが、今年の年末から来年の1月にかけて、今度は目標の方について、国立公文書館の令和5年度の目標案、それから先ほど御検討をいただきました先ほどの業務・組織の見直し案に基づきまして、今度は北方領土対策問題協会の次期中期目標について御検討いただくということになります。

予定としては以上でございます。

田辺座長

ありがとうございました。

スケジュール等に関して、何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、マイクの方は事務局にお返しいたします。

瀧澤政策評価広報課長

皆様、お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

以 上